

## 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する覚書

昭和 54 年 7 月 28 日

最終変更平成 12 年 4 月 1 日

岡山県、上齋原村

動力炉・核燃料開発事業団

岡山県（以下「甲」という。）、鏡野町（以下「乙」という。）及び日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、昭和 54 年 7 月 28 日に締結した日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第 14 条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

### （管理目標値）

第 1 条 協定第 2 条の規定に基づき協定別表 1 に掲げる管理目標値に係る数値は、別表に定める測定区分によるものとする。

### （新增設計画の範囲）

第 2 条 協定第 5 条に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）及び鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

### （測定計画及びその結果の提出等）

第 3 条 協定第 6 条第 2 項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が協議のうえ、年度開始前までに定めるものとする。

2 協定第 6 条第 4 項の規定に基づき丙が甲に対してする測定結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後 1 月以内にするものとする。

3 協定第 6 条第 5 項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

### （報告）

第 4 条 協定第 8 条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

（1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。

（2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後 1 月 以内に行うものとする。

### （通報）

第5条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うものとし、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

(立入調査等)

第6条 協定第10条の規定に基づき丙の施設に立ち入る者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに立入りに際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは、解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲 岡山県知事 長野 士郎

乙 上齋原村長 三船 績昌

丙 動力炉・核燃料開発事業団理事長 瀬川 正男

別表

項 目	区 分
排 水	管理区域における数値 全 $\alpha$ 線又は全 $\beta$ 線 ——— 排出時の測定毎の濃度 ウラン ラジウム } — 3月間についての平均濃度 ぶっ素
排 気	管理区域における数値 全 $\alpha$ 線 ——— 1月間についての平均濃度 ウラン ラジウム } — 3月間についての平均濃度 ぶっ素
河川水	敷地境界における数値 ウラン ラジウム } — 測定毎の濃度 ぶっ素
大 気 ダスト	敷地境界における数値 ウラン ラジウム } ——— 測定毎の濃度 ぶっ素
土 壌	河 底 土 ウラン ラジウム } ——— 測定毎の濃度 畑土・水田土 ウラン } — 測定毎の濃度 ラジウム
空 間 線量率	敷地境界における空間線量率 $\gamma$ 線 ——— 3月間ごとの線量率